平成２９年（フ）第６４号
兵庫県尼崎市武庫元町１丁目18番１号
破産者　有限会社エムエムケイ
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第８０号
香川県高松市川島東町2149番地７
破産者　有限会社宮本合金
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第７０９号
札幌市中央区南３条西23丁目２番10―402号
破産者　小島　雅史
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７号
北海道室蘭市知利別町１丁目１番８―303号ファウンダースビル、開始決定時の住所北海道室蘭市八丁平４丁目45番30号
破産者　佐藤　康三
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第６５号
北海道伊達市松ヶ枝町74番地41
破産者　佐藤　孝三
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１２８３号
名古屋市千種区松軒２丁目４番15号　長谷川マンションＥＡＳＴ203号、開始決定時の住所名古屋市千種区月ケ丘３丁目５番27号
破産者　齋藤　　斉
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１９８号
大阪府寝屋川市春日町19番22号
破産者　稲村　信哉
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２８１号
大阪府大東市諸福５―20―10シャトー浅田206号室、開始決定時大阪府寝屋川市池田３丁目１番60号
破産者　大橋　高雄
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５６号
堺市南区庭代台２丁４番32号
破産者　森田　孝幸
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７１６号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地　６棟304号、従前の住所兵庫県三田市あかしあ台１丁目33番地10
破産者　藤井　美恵
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２５号
神戸市灘区神ノ木通１丁目２番11号　シャレー六甲１―Ｊ号室
破産者　和住　昭一
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９２号
神戸市須磨区磯馴町６丁目２番５―506号、開始決定時の住所神戸市北区上津台６丁目８番31号
破産者　榮口　　宝
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９７号
兵庫県尼崎市常松１丁目２番14号
破産者　遠藤　リリ
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４５３号
北九州市八幡西区山寺町６番５―203号
破産者　山下　康弘
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６５号
兵庫県宝塚市安倉南１丁目９番37―302号
破産者　三木　孝夫
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６７号
福岡県八女郡広川町大字新代1428番地119コーポ晃栄101号、破産手続開始決定時の住所福岡県八女郡広川町大字新代1415番地38
破産者　進学塾研学館こと　三笘　通博
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係